

【新】スポーツを通じた地域活性化促進補助金 について

(旧：岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金)

◎ 事業目的

スポーツイベントの誘致・開催に係る経費を支援し、**スポーツを通じた交流人口の拡大**や、県民がスポーツを始める機会の提供を図る

◎ 事業概要

	< 新 >	< 旧 >
事業名	スポーツを通じた地域活性化促進補助金	岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金
補助対象事業	①参加者が500人以上かつ県民の参加者の参加者全体に占める割合が40%以上のイベント ②県内のパラスポーツの推進に係るイベントを開催する事業	
補助額	1,000千円 (補助率：1/2) 【A】	800千円 (補助率：1/2)
加算額	1,000千円 (補助率：1/2) 【B】	—
加算条件	※『 事前集客事業 』を実施し、当該イベントの参加者数が 1,000人以上かつ県外参加者割合が40%以上	—
補助上限額	2,000千円 【A+B】	800千円
補助対象事業者	次の要件のいずれにも当てはまるスポーツ関係団体等 (要件) ①定款又はこれに類する規約等を有していること ②代表者及び事務所の所在地が明らかになっていること ③会計組織及び監査組織を有すること ④政治的又は宗教的な活動を主たる目的としていないこと ※ 市町村及び市町村が主体となる実行委員会等は補助対象外 ＜市町村が主体となる実行委員会＞ 市町村が主体となって運営する実行委員会であって、当該市町村の長を会長として構成する実行委員会	—

【新】スポーツを通じた地域活性化促進補助金 について

(旧：岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金)

◎ 事前集客事業 (加算金有り)

- ・ 下記事例をはじめとする事前集客事業を実施し、当該イベントの参加者数が1,000人以上であり、かつ県外参加者数の参加者全体に占める割合が40%以上の場合、1,000千円を加算 (補助金交付要綱第7条第2項)
- ・ 当該事前集客事業が集客に係る有効な施策であるかについては、申請書等を基に審査を行う。また、集客に係る施策の好事例については県へフィードバックするものとする。

事例 1

<SNS等を活用した情報発信>

- ・ 公式SNS運営や公式ホームページ開設・運営
- ・ SNS広告の配信
- ・ イベントの魅力紹介動画の制作

補助対象経費

- ・ 公式SNS、ホームページ運営に係る委託料
- ・ 動画制作委託料
- ・ 動画、画像編集ソフト使用料 他

事例 2

<県外イベント等へのPRブース出展>

- ・ 県外イベント、商業施設等でのPRブース出展
- ・ パンフレット、チラシ、ノベルティ配布

補助対象経費

- ・ 出展料 (使用料) ・ PRブース設営費 (委託料)
- ・ PRスタッフ派遣旅費、報償費
- ・ ポスター、ノベルティ製作費 (委託料) 他

事例 3

<旅行会社等と連携した旅行商品造成>

- ・ イベント参加+観光を組み合わせたパッケージツアーの造成
- ・ 県外在住者向け参加特典、プランの造成

補助対象経費

- ・ 旅行会社、観光連盟等への旅行商品造成委託料
- ・ 商品造成に係る会議、打ち合わせ旅費
- ・ 特典 (地域体験クーポン等) の制作、管理費 (委託料) 他

◎ 交流人口拡大に資する取組み

- ・ スポーツを通じた交流人口拡大に資する取組みを実施すること。
- ・ 過去に『岐阜県スポーツ振興まちづくり補助金』を3回活用して開催した大会において、新たな交流人口拡大に資する取組みを実施しない場合には、補助金が不交付となる可能性がある。

スポーツを通じた地域活性化促進補助金 実施要項（案）

1 補助制度

■補助事業：次の事業とする

(1) 参加者が500人以上かつ県民の参加者の参加者全体に占める割合が40%以上のイベント

(公益財団法人岐阜県スポーツ協会又はその加盟団体、中央競技団体、地域ブロック競技団体、又は大会実行委員会等が主催し、主管し、又はこれらの団体と共催する事業)

(2) 県内のパラスポーツの推進に係るイベントを開催する事業

※以下の要件を満たした「インクルーシブスポーツ」を主として行う大会を含む

＜インクルーシブスポーツ＞

障害の有無や年齢、性別、文化的背景などに関わらず、誰もが平等に参加できるスポーツを指します

要件

・大会要項等に、障がいの有無に関係なく大会・イベントに参加できる旨が明記されていること。

(3) その他特に知事が認める事業

■補助事業者：次の要件のいずれにも当てはまるスポーツ関係団体等

(要件) ①定款又はこれに類する規約等を有していること

②代表者及び事務所の所在地が明らかになっていること

③会計組織及び監査組織を有すること

④政治的又は宗教的な活動を主たる目的としていないこと

※市町村及び市町村が主体となる実行委員会等は補助対象外です。

＜市町村が主体となる実行委員会＞

市町村が主体となって運営する実行委員会であって、当該市町村の長を会長として構成される実行委員会

■補助対象経費：交付要綱別表1

※消費税については対象外となります。

■補助額：補助対象経費の2分の1

■補助金の額

(1) 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して小さい方の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)(別表2に掲げる1補助事業当たりの補助上限額を上限とする。)とする。

(2) 上記(1)で算定した額に加え、補助事業者が事前集客事業(別表1「広報関係費」に掲げる事前集客事業に係るもの。)を実施し、かつ当該イベントの参加者数が1,000人以上であり、県外参加者の参加者全体に占める割合が40%以上の場合は、当該事前集客事業に係る補助対象経費について、前項の規定を準用して算定した額(1事業当たり1,000千円を上限とする。)を加算する。

<事前集客事業>

- ・ 広報活動等による事前集客に係る事業をいう
- ・ 当該事前集客事業が集客に係る有効な施策であるかについて、申請書等を基に審査を行います。好事例については県フィードバックをお願いします。

■補助上限額：2,000千円

■補助金交付時期：原則、補助額の確定後(精算払い)

■周知：

- 1 補助事業者は、補助事業の完了時又は遂行中において、県の補助を受けている旨の表示等を行うことにより、当該補助事業につき一般県民等に周知しなければならない。ただし、当該周知が困難又は適当でないとき知事が認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の表示等に要する経費は、補助対象経費とする。
- 3 第1項の表示等は、交付要綱別表3の内容及び方法を基準として行ってください。

2 運用

■県民の定義：岐阜県内に在住、在勤又は在学する者

(※県外参加者は、上記に該当しない者を指す。)

■参加者の把握

- ・ 申請書等に記載する「参加者数」、「県民参加者数」及び「県外参加者数」は、補助事業者において、「証拠資料」として残せる人数に限って記載すること
- ・ 実績報告時、県に対して上記の「証拠書類」そのものを提出する必要はないが、次の①～③を記載した様式(参考様式は別途送付)を提出すること
 - ①参加者の把握状況(全員把握、一部のみ把握、把握できていない)
 - ②参加者の把握方法(名簿、チケット購入情報、その他(具体的に記載))
 - ③申請内容に相違があった場合は、補助金の返還に応じる旨
- ・ 「証拠書類」は、参加者個人の名簿の作成まで求めるものではないが、客観的に説明は可能なものとして、必要に応じ、県が提出を求める場合があります
- ・ 県からイベントの無観客等の要請を行った場合はこの限りではない

■1 補助事業者の年度内上限：2,000千円とする

■県の別の機関が交付する負担金、補助金等の交付対象となっている事業は対象外とする

■スポーツに関する講演会等は原則対象外とする

■その他収入額の範囲 ※交付要綱第7条関係

- ・ 県以外のものからの補助金、協賛金、物販収入等の収入とする

■スポーツイベントと一体的に開催される「eスポーツイベント」を補助対象とする

趣旨

スポーツイベントに参加いただいたり、関心を持っていただくためのコンテンツとして「eスポーツイベント」を開催する場合にその経費を補助対象とするものであり、単体のeスポーツイベントを補助対象とするものではない。

取り扱いの詳細

(1) eスポーツイベントの範囲

野球、サッカー等の実在するスポーツ競技を題材としたeスポーツイベントに限定
→ 戦闘ゲーム、パズルゲーム等のeスポーツは不可

(2) スポーツイベントの範囲

人数要件には、eスポーツイベントの参加者を合算することが可

(3) 補助事業者

eスポーツイベントを含めてスポーツ関係団体等及び市町村が主催、主管、共催

(4) その他の要件

- ・ eスポーツイベントは、スポーツイベントと同じ会場、同じ時間帯に開催すること
- ・ eスポーツイベントの補助対象経費は、eスポーツ以外のスポーツイベントの補助対象経費を上限とする
→ eスポーツ経費とeスポーツ以外のスポーツイベント経費を分けて経理

3 事務手続きの概ねの流れ

1. 県より交付内示通知送付（4月上旬予定）
2. 事業開始1か月前までに交付申請書を県へ提出
3. 県にて審査後、交付決定通知を送付
4. 事業完了後、実績報告書を県へ提出（事業完了日から30日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。）
5. 県からの額の確定通知を受け、交付請求書を県へ送付
6. 県の補助金支払い

4 実績報告時に必要な書類

大会経費の支出済みの経費に対し補助を行う事業であるため、補助金申請団体が支払った事実が必要となります。ついては、大会に要した費用の支払処理を完了させる必要があります。

(対象経費・対象外経費問わない)

- ・ 規定の実績報告書及び事業収支決算書
- ・ 大会成績表、大会パンフレット、大会の写真等の事業を実施したことが分かる書類
- ・ 『県補助金を受けて大会を開催』している旨を表示していることを証明するもの
- ・ 支払いの証拠書類（請求書、領収書、レシート等）の写し

※支払いの証拠書類は、請求書・領収書等の宛名、振込を行う際の依頼人名が、原則補助金申請団体名でなければなりません。これにより難い特別な事情がある場合は、別途協議を行うこと。

※内示前に発生する経費については補助金の対象外となります。

※支払いの証拠書類を提出する際は、収支決算書の区分ごとに並び替え、収支決算書のど

の費用に対応する費用かを分かるようにし提出をすること。

- ・参加者の把握方法を記載した、別紙「参加者把握方法」
- ・事業計画書の達成目標に記載した事項の成果物

5 その他

- ・本実施要項に示さない事項については、県と補助金申請団体が協議して、適切に対応する
- ・本補助金を申請する場合、県後援名義の申請はできません。
- ・区分の賃金及び報償費、旅費に該当する支出がある場合は、その根拠となる規程を提出ください。規程が無い場合には、メール本文や Word ファイルに報償費等の算出方法を記載し、提出ください。

スポーツを通じた地域活性化促進補助金交付要綱（案）

令和 8 年 4 月 1 日 地ス第●●●号

（総則）

第 1 条 県は、スポーツを通じた交流人口の拡大や、県民がスポーツを始める機会の提供など、多くの県民が参画するスポーツイベントの誘致・開催に取り組むスポーツ関係団体等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1）参加者が 500 人以上かつ県民の参加者の参加者全体に占める割合が 40% 以上のイベントを開催する事業であって、公益財団法人岐阜県スポーツ協会又はその加盟団体、中央競技団体、地域ブロック競技団体、大会実行員会等（以下「スポーツ関係団体等」という。）が主催し、主管し、又はこれらの団体と共催するもの
- （2）県内のパラスポーツの推進に係るイベントを開催する事業
- （3）その他特に知事が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

- （1）政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- （2）営利を目的とするもの
- （3）その目的が公序良俗に反するもの
- （4）選手相互の親睦のみを目的とするもの
- （5）他の県費の助成等を受けているもの

（補助事業者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するスポーツ関係団体等とする。

- （1）定款又はこれに類する規約等を有していること。
- （2）代表者及び事務所の所在地が明らかになっていること。
- （3）会計組織及び監査組織を有すること。
- （4）政治的又は宗教的な活動を主たる目的としていないこと。

（欠格事由）

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体（以下この条にお

いて「法人等」という。)

(3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等

(4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）を利用している法人等

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

(6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助金の額の内示等)

第6条 知事は、各事業者から提出された事業実施計画を審査したうえで、補助金の交付の決定に係る内示を行うものとする。

2 補助金の交付対象期間は、前項の内示のあった日から当該日の属する年度の末日までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して小さい方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）（別表2に掲げる1補助事業当たりの補助上限額を上限とする。）とする。

2 前項の規定により算定した額に加え、補助事業者が事前集客事業（別表1「広報関係費」に掲げる事前集客事業に係るもの。）を実施し、かつ当該イベントの参加者数が1,000人以上であり、県外参加者の参加者全体に占める割合が40%以上の場合は、当該事前集客事業に係る補助対象経費について、前項の規定を準用して算定した額（1事業当たり1,000千円を上限とする。）を加算する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書は、第6条第1項の内示後速やかに提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（事業目的の変更がなく、かつ、総事業費の20%以上の増減が生じない軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合におい

ては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) その他知事が必要と認める事項

2 前項第1号又は第2号の知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号の承認 事業内容変更承認申請書 (別記第2号様式)

(2) 前項第2号の承認 事業中止(廃止)承認申請書 (別記第3号様式)
(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から30日を経過する日とする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の要求があったときは、別記第4号様式による事業遂行状況報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から30日を経過する日又は補助事業の完了日の属する年度の3月31日いずれか早い日までとする。

(履行確認)

第13条 知事は実績報告書、現地確認又は聴取確認により事業終了後速やかに履行の確認を行う。

2 現地確認を行うときは、あらかじめ、当該事業者には、確認の日時、確認の場所、その他の必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付時期等)

第14条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めたときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第15条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第4条に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第16条 規則第22条の知事の定める期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(周知)

第17条 補助事業者は、補助事業の完了時又は遂行中において、県の補助を受けている旨の表示等を行うことにより、当該補助事業につき一般県民等に周知しなければならない。ただし、当該周知が困難又は適当でないとき知事が認める場合は、この限りでない。

2 前項の表示等に要する経費は、補助対象経費とする。

3 第1項の表示等は、別表3の内容及び方法を基準として行うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の予算にかかる補助金から適用する。

別表1(第5条関係)

<補助対象経費>

経費項目		区分
イベント運営費	1 賃金	審判員等競技役員に係る謝金及び旅費、アルバイト・ボランティア等臨時的雇用費用、プログラム印刷経費、競技用具(1品100千円未満の消耗品に限る。)、会場施設及び施設備品の使用料、会場施設使用に付随する光熱水費、傷害(賠償責任)保険料、計測機器や表示機器等の借上料、参加者の輸送に要する経費(宿舎又は指定場所と競技会場間の輸送に限る。)、会場設営・撤去に要する経費、開・閉開式の開催に要する経費、コース調査に要する経費、公認関係経費、集計・データ処理に要する経費、大会記録作成費その他知事が必要と認める経費
	2 報償費	
	3 旅費	
	4 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)	
	5 役務費(保険料)	
	6 委託料	
	7 使用料及び賃借料	
安全対策費	1 賃金	交通規制等標識作成・設置に要する経費、警備員配置に要する経費、感染症対策に要する経費その他知事が必要と認める経費
	2 報償費	
	3 旅費	
	4 需用費(消耗品費)	
	5 委託料	
	6 使用料及び賃借料	
選手関係費	1 旅費	参加者に係る宿泊費、参加賞(単価千円以下)・賞状(賞状は筒又は額縁込みで単価10千円以下)の購入に要する経費、招待選手に係る旅費その他知事が必要と認める経費
	2 需用費(消耗品費)	
事務局運営費	1 旅費	会議開催費、会議出席者等旅費、消耗品費、切手代・宅配便等経費、事業に必要な運搬のための車両借上料その他知事が認める経費
	2 需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費(借上会議費に係るものに限る。))	
	3 役務費(通信運搬費)	
	4 使用料及び賃借料	
広報関係費 (事前集客事業を含む)	1 賃金	チラシ・ポスター・看板作成費、新聞・雑誌・テレビ・ラジオへの広告掲載又は放送経費・観光団体等と連携した事前集客事業に要
	2 報償費	
	3 旅費	

	4 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費)	する経費その他知事が認める経費
	5 役務費(広告料、通信運搬費)	
	6 委託料	
	7 使用料及び賃借料	

別表2(第7条関係)

イベントの規模	1補助事業当たりの補助上限額
① 参加者が500人以上かつ県民の参加者の参加者全体に占める割合が40%のイベント	1,000千円
② 県内のパラスポーツの推進に係るイベント	1,000千円
③ その他特に知事が認める事業	別途協議
④ 事前集客事業に係る加算(第7条第2項)	1,000千円(加算)

※参加者とは、選手・監督・スタッフ、大会役員、主催者等が指定した競技役員、ボランティア及び観覧者をいう。

※②については、県内のパラスポーツの裾野を拡大するための取組みを実施するものであること

※④については、上記①～③の上限額とは別に、事前集客事業を実施し、第7条第2項の要件を満たす場合は、同項に基づき、1事業当たり1,000千円を上限として加算する。

補助対象物件等に関する表示方法

1 表示内容

この〇〇〇は、岐阜県の〇〇年度スポーツを通じた地域活性化促進補助金を受けて開催しています。

2 表示物

当該補助事業者が発行するパンフレット、チラシ、広報誌等の情報媒体
※いずれも紙面の許す範囲で表示を行うものとする。